

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年6月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンター トラスト 岩出山店
玉造郡岩出山町上野目字涎池17-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社日敷 代表取締役社長 小田原 豊満
秋田県湯沢市前森一丁目2番6号
- 3 市町村の意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通について、当該店舗は国道47号と県道岩出山宮崎線からの出入りとなるため、週末等混雑が予想される日には交通誘導員を配置するなど、歩行者の通行も含めた出入口付近の安全確保に努められたい。特に、県道側は歩道が未整備で、かつ市道交差点は狭あいであるため、十分な配慮が望まれる。
 - (2) 廃棄物については、ごみの減量化とリサイクル化を推進するため、分別収集と過剰包装の自粛等に努められたい。
 - (3) 防犯対策について、夜間における青少年の利用が予想され、非行を含めた諸問題が懸念される。警備員などを配置し、店舗内外を定期的に巡回するなど、青少年の健全育成に努められたい。また、営業時間以外は、道路への出入口等を閉鎖するなど十分な配慮を行い事故防止に努められたい。
 - (4) 当該店舗設置者は、設置後においても周辺地域の交通事情や歩行者の安全、環境美化、騒音等について定期的に確認し、生活環境の保持に努められたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- 6 縦覧期間
平成18年6月23日から平成18年7月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）